

返戻金制度のご案内

弊社からの紹介により採用された応募者が、入職後3ヶ月以内に、自己都合あるいは明らかに応募者の責による懲戒解雇により退職した場合、退職日から2週間以内に弊社へご連絡いただくことで、弊社は下記返金規程に基づき、受領した紹介手数料を返金いたします。ただし、採用者である学校法人の責による退職、応募者の責によらない退職、応募者の死亡、天災事変等の不測の事態、その他弊社の免責が妥当と判断される場合はこの限りではございません。

<返金規程>

- ・入職後1ヶ月以内の退職・・・紹介手数料の80%
- ・入職後3ヶ月以内の退職・・・紹介手数料の50%